

氏 名	なか がわ あき ひ こ 中 川 晶 比 兒
学位(専攻分野)	博 士 (法 学)
学 位 記 番 号	法 博 第 69 号
学位授与の日付	平 成 20 年 3 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研 究 科 ・ 専 攻	法 学 研 究 科 民 刑 事 法 専 攻
学 位 論 文 題 目	現 代 型 共 同 行 為 と 独 占 禁 止 法 —— 誘 因 衡 量 ア プ ロ ー チ に よ る 再 定 式 化 ——

論文調査委員 (主 査) 教 授 川 濱 昇 教 授 森 本 滋 教 授 洲 崎 博 史

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、競争関係にある事業者が、競争制限以外の合理的目的で共同行為を行う場合に焦点を合わせて、不当な取引制限の違法性判断基準を体系的に論じることを目指したものである。

独占禁止法2条6項が定義し、3条後段が禁止する不当な取引制限の規制対象となりうる行為は多様である。もともと、従来不当な取引制限として公式に措置が命じられたものは、価格カルテル、産出量削減カルテル、市場分割カルテル、談合といった競争を制限する目的と効果が明白なタイプに限られていた。このようなタイプの共同行為は、ハードコアカルテルと呼ばれ、それらの範囲及びそれを抑止する必要性に関して、独占禁止法をもつ諸国で合意があると言ってよい状況にある。しかしながら、不当な取引制限の対象はそれにとどまるものではない。2条6項をどのように解釈するにせよ、少なくとも、競争関係にある事業者が共同して何らかの相互拘束を伴う活動が射程に入ることは明らかであり、業務提携、標準化活動、環境・安全その他の各種自主規制などが、実質的な違法性要件をみたせば規制対象となることは確かである。

不当な取引制限の規制が、上記のハードコアカルテル以外に、このような必ずしも競争に悪影響をもつとは限らないもの(非ハードコアカルテルと呼ばれる)に及ぶことは、わが国独禁法の母国である米国反トラスト法、EU競争法その他の諸国で共通の立場である。近時、それらがどのような場合に競争に悪影響をもつのかめぐって欧米では学説、実務で活発な議論がなされている。わが国も正式事例はきわめて少ないもののガイドラインや事前相談などで非ハードコアカルテルに言及するものが増えてきている。しかしながら、その規制基準ないしは実質的な違法性の判断がどのように行われているかは明らかもされてはいない。学説も業務提携などいくつかの類型について個別的な研究はあるものの、反競争効果等について関連する要因を列挙するにとどまり、それらをどのように評価するかが論じられることも希であった。本論文では非ハードコアカルテルを現代型共同行為と呼び、その違法性の体系的な判断枠組を提示することを目指すものである。

本論文では序章で上記問題意識を明らかにした後、次のような構成でこの課題に取り組む。非ハードコアカルテルの分析には、それがどのようにして反競争効果をもたらすのかを解明する必要があると同時に何らかの合理的な目的といった正当化理由を有する非ハードコアカルテルについてはその目的が反競争効果の評価等でどのように評価されるべきかを解明する必要がある。これらの作業にはそれに先だって反競争効果と合理的な目的ないし正当化理由の内容を同定しなければならない。本論文ではまず第1章でこの作業を行い、第2章で従来自明とされてきたハードコアカルテルの競争効果分析の手法を確固たる形で説明し、第3章で非ハードコアカルテルにおける反競争効果の評価基準と示し、第4章で非ハードコアカルテルにおける正当化理由を比較衡量する基準を検討し、第5章で反競争効果が生じる非ハードコアカルテルに関して、問題を解消する措置のあり方を探求する。以下、各章の叙述をまとめる。

第1章では米国における不当な取引制限の違法性判断基準が反競争効果及び競争促進効果という基本概念の明確化と共に発展してきたことを示すとともに、これらの基本概念の内容を明らかにしている。まず、反競争効果については、産出量を削減して価格を引き上げる効果という理解に収斂している状況が説明される。反競争効果として、それら以外の基準を示し

たとえられる判決例も、結局のところ各種産出量削減効果に換言されることが示され、実質的な判断基準は前者であると結論づけている。これは、わが国で市場支配力の形成・維持・強化として説明されている、通説がとる反競争効果と同じである。しかし、わが国においてもそれにつきるか否かについて疑義があった。本論文は米国において他の評価要素が市場支配力概念に包摂されていくことを示すことによって、通説的見解に確固たる基礎を与えるものとなっている。

次に競争促進効果であるが、米国における競争促進効果は単に競争を活発にするという意味を超えた多くの合理的な理由を含む概念であることは知られている。このように理解された競争促進効果はわが国では、非ハードコアカルテルに係る合理的目的ないし正当化理由と密接な関係がある。わが国では、かかる合理的な目的について、その内容が同定されないことがないため、一般に望ましいと考えられるものが何でも入るように見える。それゆえ、それらの比較衡量の方法が不透明なままであった。本論文は、米国で正当化事由として掲げられている様々な要因が、行為の純然たる動機の説明として用いられる場合と、反競争効果を評価する際に比較衡量するために用いられる場合とで異なっていることを示し、後者の場合、すなわち反競争効果に対しそれを反証するための材料としての競争促進効果が、産出量増大効果、値下げ効果、品質改善効果と理解できることを説得的に論証し、正当化理由に係る議論を精緻化している。

第2章では非ハードコアカルテルと対比するために、ハードコアカルテルの反競争効果の証明にかかわる問題に取り組む。特に、シェアが小さい場合、長期的な競争を制限する場合などを検討し、非ハードコアカルテルとは異なった扱いがなされることの根拠を明らかにしている。

第3章ではこれまで体系的に論じられることのなかった非ハードコアカルテルの反競争効果の発生メカニズムを、これに豊富な事例の蓄積をもつ米国法及びわが国の若干の事前相談事例などを素材に、当事者が競争回避の行動をとる誘因のあり方に応じて3つの類型に分けて論じる。当事者が具体的な環境下で、競争回避行動を通じて利潤を上げることがもっともらしいか否かを経済学的な基礎にもとづいて解明されている。具体的な環境下で誘因がどのように変化するかを考察することから、筆者はこれを誘因衡量アプローチと呼び、どのような事実可依拠して立証すべきかが具体例に則して検討されている。

第1の類型は競争的誘因減殺型共同行為であり、これは事後の競争的誘因が減殺されるものである。具体例として相互OEM協定、業務提携における各種付随的合意を取り上げ、支配周辺企業モデルに依拠して反競争効果を持つように誘因構造が変化する条件を示し、その条件に関連する具体的事実として何が取り上げられるべきかが検討されている。第2の類型は寡占的協調促進型であり、当該行為によって共同行為者または市場参加者に生じるものである。これについても、情報交換協定、基準地価格設定、製品同質化協定などの具体例を取り上げ、そのように誘因が変容する条件を繰り返しゲーム理論に依拠して示し、どのような具体的事実が関連するかを示している。第3の類型は情報収集費用引き上げ型であり、市場参加者の情報収集費用を上昇させることを通じて反競争効果を生じるタイプである。ここでも、広告制限や営業時間制限などの具体例を取り上げ、逐次探索モデルなどに依拠して反競争的に誘因が変容する条件と、関連する事実の指摘がなされている。第4節では上記3タイプに該当しない場合の反競争効果の把握の仕方について基本方針を示している。

第4章では、非ハードコアカルテルの正当化にかかる要因の考慮方法が検討される。第1章で既に明らかにされたように、これまでわが国では正当化要因としてあらゆる要因が取り上げられ、競争政策との関係も不明なままであったが、本論文では、それらの正当化要因のほとんどが競争促進効果として、第3章で検討したフレームに直接取り入れることが可能であることを示し、その後、競争促進効果として取り入れることが不可能な価値について、別個のフレームでの比較衡量の方法を示唆する。

最後に第5章では、第3章の裏側の問題として、反競争効果が発生しそうな現代型共同行為に対してどのような措置が設計可能かを、反競争誘因除去、競争的誘因支援の2つのタイプに分けて示す。

論文審査の結果の要旨

わが国の不当な取引制限の規制例のほとんどが、価格カルテル、談合等の競争を制限する目的と効果が明白なものである。しかしながら、不当な取引制限はそれに限定されない。業務提携、標準化活動、環境・安全等にかかる自主規制など、競争に必ずしも悪影響をもたず、競争制限以外の合理的な目的を有し得る共同行為、いわゆる非ハードコアカルテルも潜在的な規制対象となる。しかしながら、それに対する規制基準ないしは実質的な違法性基準は実務上明確でなく、学説においても

体系的な検討は行われてこなかった。本論文は、わが国独禁法の母法である米国反トラスト法における不当な取引制限の豊富な判例法を素材に、非ハードコアカルテルの規制基準を体系的に検討したものである。

非ハードコアカルテルの規制基準は2つの観点から考察する必要がある。すなわち、それがどのようにして反競争効果をもたらすのかという点と、それらが有し得る合理的な目的ないし正当化理由（以下、正当化理由とする）をどのように勘案すべきなのかという点である。これらの観点からの分析には、まず反競争効果と正当化理由等の内容を同定する必要がある。

本論文はまず、米国反トラスト法の不当な取引制限の規制において、問題となる反競争効果が市場支配力による産出量削減等に収斂していることを明らかにする。次に、不当な取引制限で主張される正当化理由のうち、違法性判断に際して勘案されるのは、広い意味で産出量を向上させ消費者に利益をもたらすものであることを示し、反競争効果を直接打ち消す競争促進効果と呼ぶべきものであることを明らかにした。これに依拠してこれまでのわが国の議論の混乱を見事に整理したのである。

わが国の有力学説の中には、正当化理由の内容を明らかにしないまま、非ハードコアカルテルの規制で特徴的なのは比較衡量の問題だけであるとするものがあつた。反競争効果が解明されないことに加えて、この立場では明々白々なカルテルに関して様々な言い逃れの主張を許すことになる。妥当な正当化理由を識別できず、当然のことながら比較衡量の基準を示すこともできなかった。この立場は、米国では非ハードコアカルテルの文脈で様々な正当化理由が言及されていることを参考にしたものである。しかし、本論文は正当化理由とされるもののうち、実際に勘案されるものは上記競争促進効果に還元できることを示し、正当化理由が反競争効果に対する反証として機能していることを明らかにした。これは、非ハードコアカルテルの分析で原則的に勘案すべき正当化理由の意義を明確にするとともに、反競争効果の立証のみならず、いわゆる比較衡量の作業も経済的な基礎の上で行えることを示したものである。この部分は既に独立した論文として公表されており、米国の反トラスト法の検討を通じて、これまでのわが国の通説的な見解に確固たる基盤を与えたものとして学界でも高く評価されている。

上記の概念整理に基づいて、本論文は非ハードコアカルテルにおける反競争効果の判断方法を提案する。この問題に関してはこれまで理論的に検討されることが乏しく、業務提携など個別のケース毎に反競争効果に関連する多くの事項が単に列挙されるにとどまっていた。本論文は反競争効果を体系的に整序する方法として誘因衡量アプローチを提案する。誘因衡量アプローチとは問題となった行為が競争の行動をとる誘因にどのような影響を与えるかを通じて反競争効果を判断するものである。要するに経済的なモデルに依拠して反競争効果の発生メカニズムを分類して、有意な反競争が生じるにはどのような事実が必要かを検討するものである。本論文が取り上げる類型は、事後に競争する誘因を直接的に減少させる競争的誘因減殺型、暗黙の共謀を促す寡占的協調促進型、市場の情報不完全を通じて市場支配力を発生させる情報収集費用引き上げ型の3類型であり、それぞれについて経済学的な分析に依拠して反競争効果がいかに立証されるべきかを説得的に論じている。

次に、正当化理由につき、既に述べた概念整理によりそれらのほとんどが競争促進効果に当たることを示し、上記の反競争効果が立証された後に、それらを勘案すべき道筋を示した。結論は、従来の実務及び学説の多数が妥当としてきたものと同じであるが、結論に至る推論過程を明示化し、説得力あるものとしている。さらに競争促進効果には還元できない正当化理由につき、それを勘案することに消極的な立場を表明している。

このように、本論文は非ハードコアカルテルの規制に関して、反競争効果と競争促進効果の意義を明確にするとともに、反競争効果の評価方法を体系的に整序したものであり、この分野における画期的な意義を持つものと評価できる。もっとも、本論文にも問題がないわけではない。まず、本論文が提唱する誘因衡量アプローチが十分に網羅的なものと言えるか否かという問題がある。とりわけ付随的制限型の類型では別個のより簡単な分析方法が妥当するのではないかという疑問がある。さらに、競争促進効果に還元できない正当化理由を論じた部分に関しては、公共の利益に関するわが国の判例・学説との関係や公共の利益概念を有する諸外国の状況を踏まえた議論が充分にはなされておらず、結論だけが示されているという印象がある。もっとも、これらの問題点は、非ハードコアカルテルについてわが国ではじめての体系的に解明したという本論文の価値を損なうものではなく、今後の検討課題として期待されるものと言えよう。

以上の点に鑑み、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認める。なお、平成20年2月19日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。